

別記第1号様式 裏面

氏名	性別	続柄	生年月日(才)	勤務先、学校名等	月収	同居別居
		本人	()			同
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
			()			
<p>⑬母子(寡婦)となった年月日</p> <p>⑭母子会への加入状況</p> <p>⑮母子世帯類型(母子世帯の場合○をつけること)</p>						
<p>01死亡(病死) 02死亡(交通事故) 03死亡(その他) 04離婚(法律婚、事実婚)</p> <p>05遺棄 06未婚の母 07父が生死不明 08その他(父が障害、拘禁、その他)</p>						
<p>⑯寡婦世帯類型(寡婦の場合○をつけること)</p>						
<p>51子を扶養している寡婦 52子を扶養していない寡婦</p> <p>53子を扶養している準寡婦 54子を扶養していない準寡婦</p>						
<p>⑰児童扶養手当の受給状況</p> <p>1 手当を受給している(番号)</p> <p>2 受給していない</p>						
<p>⑱遺族年金、母子年金の受給状況</p> <p>1 手当を受給している</p> <p>2 受給していない</p>						
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>市福祉事務所長 町 村 長 印</p>						

(申請者の方への注意事項)

- 貸付の申請をされる方は、この注意事項をよく読んでから記入してください。わからない点があれば、市町村役場の窓口におたずねください。
- 「*」、「あみかけがある部分」を除き、全項目に記入してください。
- 記入の際は、ボールペンではっきりと正しいに記入してください。
- ①「申請日」は、この申請書を市町村窓口へ提出した日を記入してください。
- ②「連帯借主の氏名」は、母又は寡婦が、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の借入れを受ける場合に、この借入れで入学等をすることになる児童の氏名を記入してください。申請者が児童本人の場合は法定代理人の同意が必要となりますので、「法定代理人の貸付同意書」を別途提出してください。
- ⑤「受給者区分」は、申請者が母又は寡婦の場合「1」を、児童が申請者である場合は「2」を○で囲んでください。
- ⑧「住所」は、字名、番地、アパート名等を省略せずに正確に記入してください。
- ⑨「職業、勤務先、学校等」は、会社等にお勤めの方は、会社名、支店名、所属課名等を記入してください。お店などを営業されている方は、業種、店の名前等を記入してください。学校等へ通学されている方は、学校等の名称を記入してください。
- ⑩～⑬は、修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金を申請される方は、この借入れで入学等をすることになる児童の状況を記入してください。申請者が児童本人の場合は記入不要です。
- ⑭「金融機関」は、貸付金を払い込む口座ですから、正確に記入してください。
- また返済時には、返済金を引き落とし口座ともなります。(改めて手続きが必要となります。)
- ⑮「他の借入金の状況」は、この貸付以外に借金がある場合、その内容を記入してください。(児童本人が申請者の場合は、連帯保証人である母の状況を記入してください。)
- ⑯「償還方法」は、どのような方法で返済するのか記入してください。年賦、半年賦の場合、何月に返すのか記入してください。
- ⑰「私込方法」は、納入通知書により銀行などの窓口で支払う方法と、銀行口座から引き落とし方法がありますので、どちらかを○で囲んでください。
- ⑱～⑲は、保証人の状況を記入してください。
- ⑳～㉑は、児童本人が申請者となっている場合は、その児童が属する世帯の状況を記入してください。
- ㉒「母子世帯類型」は、なぜ母子世帯になったのかその理由に○をつけてください。
- ㉓「寡婦世帯類型」は、寡婦の方のみ記入してください。
- この申請書のほかに、戸籍謄本、住民票、所得証明書、家計の状況調べ、その他資金により添付書類が必要ですので窓口でおたずねください。
- この申請書、添付書類等の内容が真実と違うことがわかった場合、貸付決定を取消することがあります。